

事業のご報告

令和4年度(第78期)

TATEBAYASHI SHINKIN BANK REPORT, 23



たてしん2023は信用金庫法第89条により作成したディスクロージャー資料です。



CONTENTS

● ごあいさつ	1	● 決算の状況	18～29
● 館林信用金庫と地域社会	2～3	(貸借対照表の注記) (損益計算書の注記) (剰余金処分計算書)	
● 経営理念・行動指針・業績・概要・地区一覧・ 対処すべき課題	4～5	(監査報告書) (貸借対照表) (損益計算書)	
● コンプライアンス (法令等の遵守) について	6	● 預金の状況	30
● 反社会的勢力に対する対応について	6	● 貸出金の状況	31～32
● リスク管理体制について	6	● 資料	33～38
● 中小企業の経営改善及び地域活性化のための 取組状況	7	● リスク管理債権の状況	38～39
● 金融ADR制度への対応について	7～8	● 自己資本の充実の状況等について	40～49
● 個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)	9～10	● 理事・監事の氏名及び役職名	50
● 営業のご案内	11～14	● 店舗一覧及び自動機器設置状況等	50
● 手数料一覧表	15～17	● 組織図	51
		● 沿革	52
		● 総代・総代会に関する事項	53～55
		● ディスクロージャー開示項目	57

ごあいさつ



木々の緑が日ごとに色を深めていく季節を迎え、会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。ここに、第78期決算のご報告を申し上げるにあたり、日頃の格別なるご支援、ご愛顧に対し、心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年春から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う国民生活、国内経済の混乱はワクチン接種や治療方法の確立等もあり徐々に鎮静化し、人々の行動制限も緩和され終息に向かいつつあります。また、政府による様々な経済対策の効果もあり経済活動においてもゆるやかに復調の兆しが見えてきているところであります。

しかしながら、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻などを契機とした原材料価格やエネルギーコストの上昇、インフレ抑制のための欧米の中央銀行による政策金利の利上げ等の金融引き締め動きもあり、世界経済は先行きに暗雲が立ち込め、我が国の金融、経済に与える影響が懸念されるなど予断を許さない状況にあります。

地方経済においても、コロナ禍の影響は薄らぎつつあるものの、原材料価格の高止まり、一部部材の供給不足、エネルギーコストの増加により企業収益は低下し、先行き不透明感から設備投資も低迷しております。加えて少子高齢化による人手不足、中小企業数の減少、後継者不足といった従来からの根源的な問題とも相俟って、当金庫の主要取引先である中小企業者を取り巻く環境は一層厳しさが増している状況です。

こういった環境の中、当金庫は取引先中小企業が経営環境の変化に翻弄されないよう、その資金繰りを支え、事業継続を徹底的に支援し、ウィズコロナの時代を生き抜くための課題解決支援に全力を傾注していくことが最重要課題であると認識しております。

昨年度の決算に関しましては、令和5年3月末の預金残高は137,365百万円、貸出金残高は69,184百万円となりました。損益につきましては、収益の根源である貸出金利息に関し積極的な取引先支援により984百万円を計上すると共にリスク管理の下での効率的な余資運用により386百万円の有価証券利息配当金を計上しました。一方で各種経費の見直しによる削減や、与信費用の圧縮等の経営努力を行い、経常利益399百万円、当期純利益282百万円を計上することができました。また、自己資本比率は前期比0.57%上昇し、11.62%となり、金融機関の健全性を示す国内基準4%を大幅に上回る水準を維持しております。これも偏に取引先の皆様のご支援の賜物と感謝しております。

当金庫は、これからもご愛顧いただいているお取引様とのより一層の深耕を図りつつ、一方で新規取引先の積極的な開拓を行い、地域金融機関として営業地域内のシェアアップを図ることを第一義に、全役職員一丸となって顧客本位の営業活動を推進してまいります。お取引先の皆様が抱える多様な経営課題を解決するアドバイスの実施、コンサルティング機能の発揮、ビジネスマッチング、事業承継支援、目利き力の強化等、お客様が必要とするサービスの提供により、将来にわたり信頼される関係を構築してまいります。

今後とも、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

館林信用金庫

理事長 早川 茂

館林信用金庫と地域社会 ～地元とともに～

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

※計数は令和5年3月末現在

当金庫は、群馬県館林市、太田市、桐生市（旧 新里村、黒保根村を除く）、邑楽郡、栃木県佐野市（旧 田沼町、葛生町を除く）、足利市、栃木市（旧 栃木市・大平町・都賀町を除く）及び埼玉県加須市（旧 加須市・騎西町・大利根町を除く）を事業地域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に取組んでおります。

会員数	12,079名	常勤役員数	112人	店舗数	10店
出資金残高	205百万円		(パートを除く、嘱託を含む)		

① 預金積金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の資金づくりのお手伝いをさせていただきため、新商品の開発や金融サービスの向上に努めております。

令和5年3月末において、預金積金残高137,365百万円となりました。その内訳では、個人預金103,017百万円、法人預金22,268百万円、公金預金12,020百万円、金融機関預金59百万円の預金積金をお預かりしております。

預金積金残高

137,365百万円

② 貸出金（運用）に関する事項 (地域への資金供給の状況)

お客様からお預かりしました預金積金は、お客様の様々な資金ニーズにお応えし、円滑な資金供給を行うことで地域社会に還元しており、営業地域内の中小企業を中心に令和4年度は設備資金355億円、運転資金336億円を融資しております。

また、令和4年度についても中小企業者の新規事業者向けに「創業者・再チャレンジ支援資金」等を取扱いしております。個人のお客様には住宅ローン99億円、消費者ローン18億円を融資しております。

貸出金残高

69,184百万円

預金積金に占める
貸出金の割合 **50.36%**

③ 貸出以外の運用に関する事項

余資運用のうち、有価証券は前年同期比378百万円増加の41,229百万円、預け金は前年同月比1,415百万円減少の31,849百万円となりました。様々なリスク等を考慮した慎重な運用を行いました。（余資とは、有価証券・預け金のことをいう）

余資運用残高（無利息預け金は除く）

73,078百万円

④ 今期決算に関する事項

預金につきましては、前年同期比208百万円減少の137,365百万円。貸出金につきましては、前年同期比1,796百万円減少の69,184百万円となりました。損益面においては、資金利益が前年同期比76百万円増加の1,418百万円。業務純益は前年同期比50百万円増加の418百万円。当期利益は諸税の増加により前年同期比42百万円減少の282百万円となりました。

また、金融機関の健全性をあらわす指標の自己資本比率は11.62%で、国で定める4%の基準を大きく上回っております。

5 社会的責任と地域貢献活動の取組

- ・6月15日の「信用金庫の日」にちなみ共同事業として献血・募金事業を実施しております。
- ・毎年館林市および邑楽郡内で開催される館林まつり・大泉まつり・板倉まつりに各地区店舗の役職員が参加し、神輿を担ぎ地域住民との絆を深めております。(令和4年はコロナウイルスの影響により中止)
- ・役職員並びに近隣の人たちの人命救助の一翼を担うことを目的に「AED」を市役所出張所を除く全店に設置しており、定期的にAEDの取扱い訓練を行っております。
- ・地域社会の活性化に積極的に取組むため、当金庫営業エリアにある各自治体等(館林市・館林商工会議所、邑楽町・邑楽町商工会、明和町・明和町商工会、板倉町・板倉町商工会)と包括連携協定を締結しております。
- ・令和4年10月6日に、当金庫と桐生信用金庫、館林市、桐生市、伊勢崎市、太田市、みどり市、桐生商工会議所の8者共催による「令和4年ビジネスマッチングフェアを開催しました。【写真】
- ・信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」に館林市の「日本遺産「里沼」感動体験創出プロジェクト」を推薦し、寄付金対象事業として選定され寄付金が贈呈されました。【写真】



ビジネスマッチングフェア



信金中金「SCBふるさと応援団」寄付金贈呈式

6 取引先への支援等(地域との繋がり)

(1) 顧客ネットワーク化の取組み

経営者の異業種交流・親睦を図る場として、経済・文化講演会や経営研究等を行う「たてしんビジネスクラブ」を平成元年に発足(現会員数54名)、会員相互の発展と地域繁栄の担い手としてのお手伝いをしております。毎年開催を予定している施設見学勉強会ですが、令和4年度も新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、開催中止となりました。

当金庫に年金振込指定して戴いているお客様への感謝と、お客様相互の親睦を図ることを目的に、「たてしん年金友の会」を平成23年に発足、毎年「年金友の会バス旅行」を企画しておりましたが、令和4年度も新型コロナウイルスの感染状況を勘案し開催中止となりました。

(2) 経営改善支援先等への支援

経営改善支援対象企業11社を抽出し、財務内容改善アドバイスや経費削減等の指導を行い、地域金融機関として親身になった対応をしています。対象企業の課題解決に向けた経営改善計画書策定等の支援を行い、取引先のランクアップを目指しました。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略に伴う物価高騰や半導体不足等の影響により業況回復が遅れており、ランクアップ先はありませんでした。引き続き対象企業の課題解決に取組み、支援強化を行ってまいります。

(3) 創業支援への取組み

当金庫は、地域の創業支援も積極的に取組んでおり、地域サポート室を中心に制度融資や「たてばやし創業応援ネットワーク」を活用した外部連携等、地域の創業者をサポートしております。令和4年度においては、創業資金を9件取扱いしました。

(4) 中小企業の振興支援

地方創生及び地域産業の競争力強化を目的に、群馬県信用保証協会と営業エリア内の中小企業・小規模事業者への支援を協力して行い地域経済の活性化と発展の促進を図るため、「中小企業・小規模事業者の振興に係る相互協力に関する覚書」を締結いたしました。



群馬県信用保証協会との覚書締結

経営理念

1. たてしんは、金融サービスを通じて、地域経済の発展に貢献します。
2. たてしんは、お客さまの満足と感動のために活動し、共に未来を築きます。
3. たてしんは、地域社会の一員として、社会における役割を積極的に果たします。
4. たてしんは、堅実経営に徹し、働きがいのある職場づくりに努めます。

行動指針

1. 私たちは、地域経済繁栄の担い手として、金融仲介機能の発揮、価値ある金融サービスの提供により、企業の振興と地域の活性化、豊かな生活づくりに貢献していきます。
2. 私たちは、お客さまの満足と感動を第一に、何をすればよいのか、何が最良なのかを創意工夫し、地域の発展を目指していきます。
3. 私たちは、地域社会の一員としての責任を自覚し、あらゆる法令やルール、社会的規範を遵守し、誠実かつ公正に日々の業務に取り組み、社会における役割を積極的に果たしていきます。
4. 私たちは、健全な金融機関として、より強固な経営基盤の構築に努めると共に、役職員の幸せと、活気に満ちた働きがいのある職場を作っていきます。

業績

預金・積金

残高は137,365百万円となり前期比▲209百万円(▲0.15%)の減少となりました。流動性預金は71,403百万円となり前期比1,763百万円(2.53%)の増加となりました。定期性預金は53,882百万円となり前期比▲2,978百万円(▲5.23%)の減少となりました。預金者別では法人預金は▲1,362百万円(▲5.76%)と前期に対し減少し、個人預金は147百万円(0.14%)と前期に対し増加となり、公金預金は964百万円(8.71%)の増加となりました。

貸出金

残高は69,184百万円となり前期比▲1,796百万円(▲2.53%)となりました。期中平残は前期比▲1,635百万円(▲2.32%)の減少、68,632百万円となりました。法人向け貸出は前期比▲2.97%、個人向け貸出では前期比個人▲2.48%、業種別では、製造業▲6.97%減少、建設業5.46%増加、運輸業・郵便業▲1.41%減少、卸売業・小売業▲3.69%減少、金融業・保険業5.53%増加、不動産業2.09%減少、サービス業▲7.59%減少、地公体▲4.71%減少となりました。

預かり資産・保険商品等

資産運用の多様化に対応し個人向け国債や投資信託、一時払終身保険、個人向け信託商品のご提案をさせて戴いております。令和4年度販売実績では、個人向け国債は安定資産として344百万円の実績となり前期比31百万円(9.9%)の増加、投資信託は6百万円で前期比▲9百万円(▲60%)の減少となりました。

令和3年度からは、国民年金基金加入勧奨業務および確定拠出年金「しんきんiDeCo」の取扱いを開始しました。国民年金基金新規加入申込者73名の実績、「しんきんiDeCo」255件の実績となりました。

一時払終身保険は837百万円で前期比599百万円(▲28.4%)の減少となりました。個人向け信託商品は平成30年7月1日より販売開始され「しんきん相続信託こころのバトン」で累計9件、54百万円の取扱実績となりました。

保険商品では、平成25年4月より「医療保険」「がん保険」の販売を開始し、令和3年10月にはアフラックの「しっかり頼れる介護保険」、令和4年1月にはがん保険の保障最新商品「Days1プラス」、令和4年7月には、「休職保険」、令和5年1月には、「Days1プラス」の後継商品「WINGS」の2商品を追加しました。令和4年度販売実績では、「医療保険」70件「がん保険」55件「介護保険」5件、「休職保険」11件、合計141件の取扱い実績となりました。

平成31年1月より、ぐんま共済の生命医療共済「シルクシニア」の取扱いが開始され、令和4年2月には「がんサポート共済」の新商品の取扱いを開始し、令和4年度では、「シルクシニア」が4件、「がんサポート共済」が91口(68件)の取扱実績となりました。

また、高校生等の自転車保険の加入義務化を受け、令和4年2月から共栄火災海上保険株式会社の個人賠償保険をオプションで付保できる「標準傷害保険」の取扱いを開始し、令和4年度では34件(内21件がWEB申込)の実績となりました。

損益状況

経常収益においては、資金運用収益が前期比75百万円の増加、その他業務収益が前期比36百万円の減少などにより、1,596百万円(前期比24百万円減少)となりました。経常費用においては、経費の減少により、前期比70百万円減少の1,197百万円の計上となりました。

したがって、経常利益は399百万円、業務純益は418百万円で、当期純利益は282百万円の計上となりました。

概要

(令和5年3月末現在)

・名称	館林信用金庫	・出資金	205百万円
・所在地	館林市本町一丁目6番32号	・預金量	137,365百万円
・電話	0276-72-5511	・貸出金	69,184百万円
・創業	大正15年6月23日	・役員数	112人
・理事長	早川 茂	・店舗数	10店舗(館林市内5店舗、邑楽郡内5店舗)

地区一覧

群馬県

館林市、太田市、桐生市(旧 新里村、黒保根村を除く)、邑楽郡

栃木県

佐野市(旧 田沼町、葛生町を除く)
足利市、栃木市(旧 栃木市・大平町・都賀町を除く)

埼玉県

加須市(旧 加須市・騎西町・大利根町を除く)

当金庫が対処すべき課題

(1)ガバナンスに関する取組み継続

ガバナンスの強化に向けた業界における自主的取組みとして「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」を実践して行くことが求められています。具体的には、会員の皆様からの要望・意見に対する改善策の検討と報告態勢を堅持します。また、理事会においては、非常勤役員に提供する分かりやすい説明資料の作成と同資料の事前配布やグリーンフィングを行なうことで、理事会での議論がより活発になるよう取組みます。

(2)渉外力の強化

当金庫の渉外人員の割合は、県内信用金庫の中でも低い水準にあり、第一線における営業推進力の不足が否めない状況となっています。地域金融機関である信用金庫では、渉外係による地域に密着したface to faceによる渉外活動は営業戦略上の生命線であり、渉外係の存在と役割は、都銀や地銀にない特徴となっています。従って、様々な研修の実施と効果的なOJTによる優秀な渉外係の育成は当金庫の極めて重要な課題と位置付けております。

(3)店舗計画と新しい機械導入の推進

時代の趨勢として、全国的に金融機関への来店客の減少が進んでいる状況です。当金庫としても預金特化型店舗の設置や、店舗サテライト化を推進しております。今後とも適正人員によるより質の高いサービスの提供を実践して参ります。また、当金庫では古い店舗が多く改修が必要と認識しています。必要に応じて順次店舗の改修を行うとともに、新しい機械設備の導入を計画的に進めることで業務の効率化を図り、適正な人件費の圧縮による経営の効率化に取組んでまいります。

(4)預金

人口の減少・高齢化の進行により、将来的には個人預金の貯蓄率の低下が見込まれます。若年層及び年金受給者層の囲い込みを図るためには、新商品の開発やキャンペーン等の様々な取組みが必要不可欠であります。高齢者との取引が増加するなか、相続時に資金流出が発生しており、平成25年6月より相続定期預金の発売を開始し推進を図っています。

また、平成27年5月22日にNPO法人遺言・相続リーガルネットワーク所属の弁護士による「相続セミナー」の開催をしました。その後11月15日の「遺言の日」にあわせ平成28年以降4年連続で遺言・相続の個別相談会を実施しておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で開催中止しましたが、令和3年度から開催を再開し、令和4年度も相続・遺言の関わる個別相談会を実施しました。

(5)貸出金

現在、新型コロナウイルス感染症の影響も一段落する中で、国内では人口減少、少子高齢化、事業所数の減少の問題、海外においては、ウクライナ情勢の影響による物価の高騰等による、国内産業への悪影響が懸念されています。

信用金庫の主要取引先である中小企業の多くは売上不振、原材料費の上昇といった要因のほか、経営者の高齢化や後継者難、人手不足といった問題が深刻化しているのが実情であります。

信用金庫の経営環境についても人口や事業所数の減少に伴う事業基盤の縮小や、長期にわたる低金利政策により収益の確保が困難な状況が続いております。

少子高齢化や中小企業数の減少、後継者不足といった従来の根源的な問題もありますが、お客様の課題解決に向けた提案等の取組みを通じて、資金需要への対応を行っているところであります。

融資基盤の強化を目指して、新規事業所貸出先に対しても柔軟に対応しながら、営業基盤エリアを中心とした貸出金残高の増加を第一に考えております。

個人向け貸出についても、住宅ローンや消費者ローンを通して、お客様のライフサイクルに応じた資金需要に対してご提案をしながら、個人向け貸出金の増加に取組んでいます。

(6)中小企業の経営支援に関する取組みについて

地域金融機関である当金庫は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析を活用し、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を下記のとおりに対応しています。

1. 当金庫では、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵略に伴う物価高騰や半導体不足等の影響により業況が悪化した取引先に対して、3つの支援を柱として取引先支援を行っております。①運転資金等の資金繰り支援。②返済条件緩和への対応及び経営改善計画の策定支援。③売上改善等に繋がる運転・設備資金の本業支援。以上のように引き続き、事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行ってまいります。

2. 創業支援や取引先企業への経営支援・ビジネスマッチング・事業承継支援のため、関係する外部専門機関と連携し、地域金融機関として実効性のあるコンサルティング機能を発揮すべく取組みの強化を図っております。

3. 当金庫は、地域経済の発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮して、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。今後も事業先の経営改善計画策定支援や財務改善アドバイスを実行してまいります。令和5年3月末時点での住宅資金利用者を含めた条件変更の受付先は、756先となっております。経営改善支援先は11先で、このうち11先が条件変更を行い、経営改善計画書の作成先は10先となっております。

条件変更先	経営改善支援先	経営改善計画書策定先
756先	11先	10先

条件変更した事業先のうち565先で期限後も再変更しており、当初の取引条件に戻すのは並大抵でない状況にあります。今後も、これまでと同様に地域密着型金融機関として、コンサルティング機能の発揮に努め、事業先の財務面だけでなく経営面においても、必要に応じ、外部機関や外部専門家と連携した支援を通じて、経営の健全化、財務の正常化に向けて取組んでまいります。

(7)経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

・お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利上乘せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

・上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

・経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

・お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

・事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

・お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(8)担保・保証に過度に依存しない融資への取組み

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みとして、当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を上記のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。なお、令和4年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は、307件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は18.3%、保証契約を解除した件数は12件となりました。

また、担保・保証に過度に依存しない融資への取組みとして、事業性評価に基づく融資・本業支援を積極的に推進しております。その結果、令和4年度に当金庫において、事業性評価に基づく融資として、8先192百万円を融資実行いたしました。

コンプライアンス（法令等の遵守）について

- 当金庫は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、次の基本方針のもとに、役職員一人ひとりが、自覚と責任をもって取組んでいくものとします。
 - 役職員は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を自覚し、責任ある健全な業務運営に努めます。
 - 役職員は、あらゆる法令・規則・規範を厳格に遵守し、かりにも社会の批判を受けることのないよう、適正な業務運営に努めます。
 - 反社会的勢力に対しては、警察等関係機関とも連携して、断固とした対応をします。
- 現在、金融機関においては、高い倫理観と法令遵守がこれまで以上に必要とされております。事故や事件、トラブル等の未然防止を図り「信頼」「信用」を確固たるものとするため、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることがコンプライアンスです。
- 管理体制はコンプライアンス統括部署を事務部と定め、本部部長で組織する「コンプライアンス委員会」を運営しております。本部各局は年初にコンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を受けた上で、これに基づいた諸施策を実施する他、「コンプライアンス委員会」において進捗状況の一元的な報告・管理を行なっています。また、本部各局及び営業店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置し、定期的に実施している「コンプライアンス・チェックリスト」による点検を行い、再度事務部が検証しております。
- コンプライアンスを実現するための具体的な手引書「コンプライアンス・マニュアル」および冊子「信用金庫職員のための考えるコンプライアンス改訂版」を全役職員に配布し、コンプライアンスに対する認識強化に努めています。
- 法令違反の未然防止と遵法精神を高めることを目的として、支店長（本部は副部長）以下全員に対し、定期的に実施している「コンプライアンス実践項目チェック表」を使用し、各項目について自主点検を実施させ、その結果の適切性を事務部が検証しております。
- 反社会的勢力排除に対する取組みとしては、「反社会的勢力に対する基本方針」を掲げ警察等関係機関とも連携し金庫全体でこれに取り組み、断固として反社会的勢力との関係を遮断しております。

今後もコンプライアンスの一層の充実を図るため、的確に法務関連の情報を掌握するとともに研修体制を強化し役職員全員が法令等や社会的規範遵守に努力していく方針です。

反社会的勢力に対する対応について

- 当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
 - 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
 - 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
 - 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

リスク管理体制について

金融の自由化や国際化の進展等に伴い金融機関をとりまくさまざまなリスクが急速に多様化・複雑化しております。このような金融情勢のもと、当金庫は「地元と共に」をモットーに地域貢献を行い地元との共存共栄を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。当金庫は「内部管理基本方針」のもと、法令等遵守、顧客保護等の徹底並びに各種リスクの正確な把握・管理・運営を行うための基本方針として「リスク管理基本規程」を定めています。また、業務執行に伴い発生する各種リスクを統合的に管理する必要性から実効性の手続を定めた「統合的リスク管理規程」を設けております。これにより当金庫の各種リスクを正確に把握し個別の方法で質的・量的に評価したうえで経営体力（自己資本）と対照することによって統合的なリスク管理機能の実効性を確保しています。

1) 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の財務状況悪化等により貸出金が回収不能となり当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するため、審査管理部門を営業推進部門と分離した体制をとっており、貸出先に対しても信用格付に応じた適切な与信管理を行っております。また内部研修の実施、外部研修への派遣、融資部による営業店への臨店指導等、常に職員の審査管理能力向上にも努めております。

2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の市場価格の変動により、保有する資産の価値が変動することで損失を被るリスクのことです。市場リスクに対しては、資産・負債の総合管理を行うALM委員会で金融機関業務に伴う金利変動リスク・為替リスクなどの適切な管理を実施しております。

3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。流動性リスクについては、支払準備金を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制を整えております。

4) オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のオペレーショナルリスク」の三つに大きく分類され、「その他のオペレーショナルリスク」はさらに「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」「被災リスク」等に分類されます。事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫では事務部を中心とした本部各局が営業店に対して適切な事務指導を行っているほか、監査室が定期的に臨店監査を実施するとともに営業店からの店内検査の月例報告に対する検証を行うことでリスク管理体制をより強固なものとしております。システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動、システムの不備等により受けるリスクやシステムの不正使用等による損失のことをいいます。当金庫のオンラインシステムの運用・管理はしんきん共同センターが行っており、同センターは災害時を想定した訓練を定期的実施しており万全なバックアップ体制を整備しております。

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、国から「認定経営革新等支援機関」の認定を受けた地域金融機関として、経営支援業務を充実させ、コンサルティング機能の強化や一層の発揮に努めています。専担部署である業務推進部内の地域サポート室及び融資部内の経営相談室と営業店が連携し、取引先事業所が抱える様々な経営課題に寄り添って、課題解決へ向けた伴走型支援に取り組んでまいります。

また、取引先事業所のライフステージに応じた個々の経営課題解決に対しまして、たてばやし創業応援ネットワークや群馬県事業承継ネットワーク、群馬県産業支援機構内にある中小企業活性化協議会等の外部専門機関と連携し、経営支援に関する態勢整備を図っております。

深刻化する取引先事業所の人手不足に関する課題に対しましては、群馬県プロフェッショナル人材拠点との金融機関連携やパーソルホールディングス株式会社と業務提携し、人材ニーズ関連のサポートをしています。

また、金融機能を提供することだけでなくとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組むために、当金庫営業エリアにある各自治体等（館林市・邑楽町・明和町・板倉町・館林商工会議所・邑楽町商工会・明和町商工会・板倉町商工会）と包括連携協定を締結しております。今後も協定事項をもとに、自治体と連携して地域社会の活性化に努めてまいります。

※当金庫の取組状況については当金庫の店頭やホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/tateshin/>) で公表しております。

金融ADR制度への対応について

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

- ・ 館林信用金庫 総務部
- ・ 住 所：〒374-0024 館林市本町1丁目6-32
- ・ TEL：0276-72-2565
- ・ 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
- ・ FAX：0276-74-4897
- ・ メールアドレス：tateshin-soumu@coda.ocn.ne.jp
- ・ 受付媒体：メール、電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに一般社団法人関東信用金庫協会が運営する「関東地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	関東地区しんきん相談所 (一般社団法人関東信用金庫協会)
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒104-0031 東京都中央区京橋3-8-1
2. 電話番号	03-3517-5825	03-5524-5671
3. 受付日時	信用金庫営業日 9：00～17：00	信用金庫営業日 9：00～17：00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等並びに群馬弁護士会が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部または上記しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

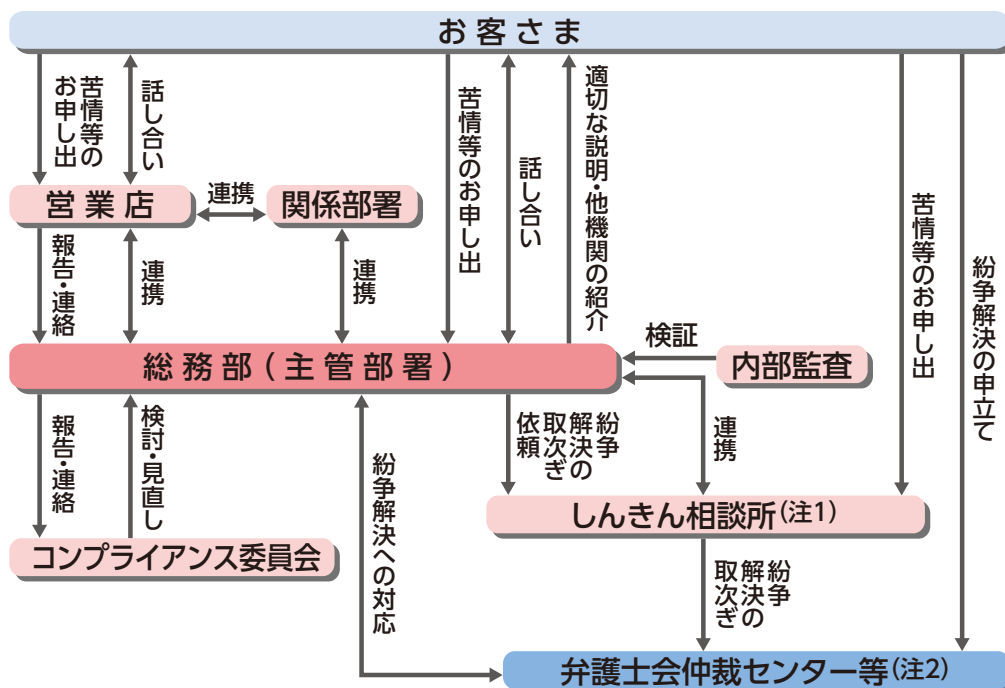
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、 13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、 13：00～16：00	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、 13：00～17：00

名 称	群馬弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6
電 話 番 号	027-234-9321
受 付 日 時	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～17：00

6. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、総務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および総務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を総務部から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(注1)しんきん相談所

- ・全国しんきん相談所
- ・関東地区しんきん相談所

(注2)弁護士会仲裁センター等

- ・東京弁護士会紛争解決センター
- ・第一東京弁護士会仲裁センター
- ・第二東京弁護士会仲裁センター
- ・群馬弁護士会紛争解決センター

個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

(抜 粋)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）金融及び分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

- ・本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。
また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報等の利用目的につきましては、当金庫のホームページ、店頭掲示ポスター等でご覧いただけます。
- ・個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

3. 個人情報等の正確性の確保について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。その際の個人情報等の開示等ご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。
- ・リンクについて
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

6. 委託について

- ・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカードの発行・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

- ・当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡ください。

【個人情報等に関する相談窓口】

館林信用金庫 事務部事務管理課
 住 所：〒374-0024 群馬県館林市本町1-6-32
 電話番号：0276-72-2564
 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
 F A X：0276-74-4898
 Eメール：tateshin-jimubu@almond.ocn.ne.jp